

障害年金、等級認定に指針 厚生労働省、9月から運用へ

厚生労働省（厚労省）は15日、障害年金のうち精神障害、知的障害の等級認定に関するガイドライン（指針）を策定した。認定で不支給になる割合に地域差がある現状を是正することが狙い。日本年金機構の都道府県事務センターは、今年9月1日から指針に基づいて運用する。厚労省は当初、今年1月から運用を始める意向だったが、指針案に異論が出たためずれ込んだ。

指針は、①年金申請の際の診断書の記入事項を指標化して障害等級（1～3級）の目安を導く仕組み、②目安をもとに都道府県の認定医が総合評価する際の「考慮すべき要素（例示）」の2つからなる。法

的拘束力はないが、厚労省はバラツキを減らせるとみる。これに加え、認定の基礎資料となる診断書を書く医師向けの「記載要領」も作った。

「指針に基づいて認定すると、かえって不支給が増える」といった懸念の声が上がったことを踏まえ、既に受給している人への経過措置も設けた。3年後に検証し、指針を見直すことも表明した。

指針の策定は、2015年2月から「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」（座長＝安西信雄・帝京平成大学院教授）で検討した。

（福祉新聞・第2772号 2016年7月25日）